

利用料について

利用料は基本介護費、加算料、居住費、食費、その他の自費の合計額で、以下のとおりです。ただし、制度改正に伴う介護費等の給付額等に変更が生じた場合、変更された額にあわせて自己負担額が変更となります。この場合、利用料金変更の「覚書」をもって利用料金変更の同意を得ることとします。

◆基本介護費（1日あたり単位数） ※佐倉市地域区分により 1単位＝10.55円 （単位）

介護保険 利用者負担 1割	項目		要支援1	要支援2
	介護保険施設	多床室	438	539
サービス費	ユニット型個室	508	631	

◆加算等

介護保険 利用者負担 1割	基本加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18/日
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12/日
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ※1	6/日
		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6/日
	該当者加算	送迎加算 ※2	184/回
若年性認知症受入加算 ※3		120/日	
認知症緊急受入加算 ※4		200/日（限度7日）	
療養食加算 ※5		23/日	
介護職員処遇改善加算 総単位数（基本加算＋該当者加算）の1000分の83に相当する単位 ※6			

◆その他自己負担分（1日あたり） （円）

介護保険 対象外 負担分	※7		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	居住費	多床室	0円	370円		
ユニット型個室		820円	第4段階（H27.8月～840円）			
食費（おやつ代を含む）			300円	390円	650円	1,380円
日用品費	入歯洗浄剤	10円/1回（都度実費負担）				
	髭剃り用カミソリ	100円/1回（都度実費負担）				

※平成27年8月以降、利用者負担については「介護保険負担割合証」のとおり負担割合になります。

- ※1 利用定員・人員基準を満たし、介護職員の総数のうち一定以上介護福祉士の配置があるか、常勤職員を一定以上に配置している場合に加算します。
- ※2 希望により入退所の際に送迎を行った場合に加算します。
- ※3 初老期における認知症である若年性認知症の入所者に対して加算します。
- ※4 認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護予防短期入所介護を利用することが適当だと医師が判断されて利用した方に対して加算します。
- ※5 疾病治療の直接手段として、医師の指示により、管理栄養士が管理した食事を提供した場合に加算します。（以下の療養食が対象になります）

糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食・特

別な場合の検査食

※6 次の厚生労働省の基準を満たしているため加算します。

介護職員の賃金の改善に要する費用に関する計画を策定し、適切な措置を講じ、それを介護職員に周知して実施しています。介護職員の任用の際における職責または職務内容等の要件を定め書面にて周知しています。また介護職員の資質向上の支援に関する計画を策定し研修の実施や研修の機会を確保し、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けています。

※7 市町村の所得段階に応じた「特定入所者介護サービス費」の区分です。サービス費を受けるためには市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要です。認定証がない場合は、第4段階での請求になります。日用品は、選択によりご利用の場合に都度実費負担いただきます。

◆キャンセル料について

ご利用の当日午前8時30分までにご連絡いただいた場合	無 料
上記に定める時間までにご連絡がなかった場合	2,620 円

◆その他都度発生する費用について

- ・ 医療費や個人の希望による費用については、その都度実費が自己負担となります
 ※医療機関受診代・薬代・理容代・嗜好品・衣料品・外食代・ハブラシ・衣類ネームラベル他

【 介護予防 短期入所 1日の場合のおおよその費用 単位：円 】

※下記料金表の金額には次の項目の費用が含まれています。

- ① 基本介護費 ②加算費等（サービス提供体制強化加算等）
- ② 介護職員処遇改善加算
- ③ その他自己負担分（居住費・食費（朝・昼・夕））

		要支援 1	要支援 2	
第1段階	従来型多床室	900	1,000	
	ユニット型個室	1,750	1,900	
第2段階	従来型多床室	1,350	1,450	
	ユニット型個室	1,850	2,000	
第3段階	従来型多床室	1,600	1,750	
	ユニット型個室	2,600	2,750	
第4段階	1割	従来型多床室	2,800	3,000
		ユニット型個室	4,500	4,650
	2割	従来型多床室	3,350	3,600
		ユニット型個室	5,100	5,400

※平成27年8月より該当者のみが2割負担となります